

## 臨時売店の取扱いについて

国立京都国際会館では、ご来館の皆様へのサービスの一環として、土産品などを常設の売店にて販売しております。そのため、催事に関連し館内での物品販売を希望されます際には、以下の取り決めに基づく対応をお願い申し上げます。

### 記

1. 催事主催者様のご要望により、物品を販売される場合には、原則として1社(1出展ブース)当たり1日につき20,000円または1日の売上げの10%相当額のうち、いずれか低い金額を臨時出展料として、館内の常設売店を運営している出品協会にお支払ください。
2. 上記によらず、一般的な土産品ではない物品(学術関連書籍、講演者の関連商品、催事に深く関連する物品など)の販売は、原則、臨時出展料支払いの対象外といたします。
3. 上記に適合しない場合には、事前にご相談ください。

以上

平成25年7月  
公益財団法人 国立京都国際会館

国立京都国際会館 臨時売店出店申込書

平成 年 月 日

公益財団法人 国立京都国際会館

申込者：会 社 名

代表者名

㊟

所 在 地

次のとおり、下記の会議（催物）主催者の依頼により、国立京都国際会館内で商品販売のため臨時売店を出店したいので申し込みます。

1. 出店の依頼を受けた 会議（催物）主催者	名称： 役職： 氏名：
2. 出店販売する日時	平成 年 月 日（ ） 時から 時まで 平成 年 月 日（ ） 時から 時まで 平成 年 月 日（ ） 時から 時まで
3. 臨時売店の場所及び スペース	
4. 申込者のほかに出店する 会社等があればその名称 及び代表者名	
5. 販売する商品	
6. その他	

臨時売店を出店するに際しては、次の条件を守ります。

1. 会館の施設、備品等には十分注意し、万一損傷を与えた場合は弁償すること。
2. 会館の備品、電気等を使用するときは、予め会館担当者に申し入れ、その費用を支払うこと。
3. 申込書記載以外の会社等の出店、商品の販売をしないこと。
4. 出店会社名を売り場に表示し、会館または会館出品協会の直営の販売商品との誤解を与えないこと。
5. 販売する商品の品質、食品衛生などについては、十分注意し、万一、商品購入者等からクレームが出た場合には、申込者（他の出店会社を含む）が対処のうえ、一切の責任を負うこと。
6. 販売終了後は直ちに売り場を原状に復帰のうえ、当日の販売額を所定用紙により会館担当者に報告すること。なお、臨時売店出店負担金は、10日以内に会館指定口座に振込むこと。
7. 上記のほか、申込書（他の出店会社を含む）は会館の規定、指示を遵守するとともに臨時売店出店に係わる一切の権利を主張しないものとする。

以 上

国立京都国際会館 臨時売店売上げ報告書

平成 年 月 日

公益財団法人 国立京都国際会館

(申込者)  
会社名

下記のとおり臨時売店の売上を報告し、その出店負担金を各社分取りまとめのうえ、10日以内に会館指定口座に振り込みます。

会社名	①	②	③
売上額	月 日 円	月 日 円	月 日 円
	月 日 円	月 日 円	月 日 円
	月 日 円	月 日 円	月 日 円
	計 円①	計 円②	計 円③
臨時売店 出店負担金	(イ) ①×10% 円	(イ) ①×10% 円	(イ) ①×10% 円
	(ロ) 20,000× 日間 円	(ロ) 20,000× 日間 円	(ロ) 20,000× 日間 円
	(イ)(ロ)いずれか低い額 円	(イ)(ロ)いずれか低い額 円	(イ)(ロ)いずれか低い額 円

合計 (①+②+③) \_\_\_\_\_円